平成30年度第3回福島県商業まちづくり審議会 議事録

1 日 時

平成31年1月22日(火)10:30~12:00

2 場 所

福島テルサ3階 あづま

3 出席者

【福島県商業まちづくり審議会委員】

川崎興太

川又啓蔵

横 田 純 子

吉 田 樹

渡辺光則

【事務局】

商工労働部次長(産業振興担当) 新 関 勝 造

土 木 部 参 事 寺木正宏

商業まちづくり課長 佐藤 淳 ほか

4 審 議

司会

開会に先立ちまして、傍聴者の方々にお願いを申し上げます。 入室時にお配りしております傍聴に当たっての留意事項に基づき、静粛に傍聴されるよう御留意願います。また、傍聴される方が会議の議事運営に支障となる行為をした場合は、退場していただくことがございますので、御注意いただくとともに、会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合には、会議を途中で非公開とする場合がありますので、御承知願います。

併せて、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、 マナーモードに切り替えていただくようお願いいたします。

また、報道の皆様にお願いですが、テレビカメラにつきましては、次第の「3議事」以降の撮影は御遠慮いただきますよう御協力お願いいたします。

ここで、配付資料の確認をさせていただきます。上から順に、 次第、委員名簿、審議会規則、資料1から6となっております。 不足等ございませんでしょうか。

それでは、これより福島県商業まちづくり審議会を開催させていただきます。私は、議事までの進行を務めさせていただきます、商工労働部商業まちづくり課主幹兼副課長の海藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、商工労働部次長の新関より御挨拶

申し上げます。

新関次長

おはようございます。本日、橋本部長は、公務が重なり、出 席がかないませんことから、私から御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、心より御礼申し上げます。

商業まちづくり基本方針の見直しにつきましては、これまで、 商業まちづくりに関する現状や課題、今後の方向性等について 整理し、前回の審議会において、それまでの議論を踏まえ作成 した中間整理素案について、御審議いただきました。その後、 事務局において、前回の審議会における委員の皆様の御意見を 踏まえた修正を行ったほか、昨年10月から11月にかけて実 施しました「商業まちづくりに関するアンケート」の結果など も踏まえ、中間整理案を作成したところでございます。

本日は、「特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する 事項」を中心に、基本方針全体について御審議いただきますの で、よろしくお願いいたします。

震災からの復興を更に加速させ、今後とも県民の生活の安定に寄与する基本方針としてまいりたいと考えておりますので、 委員の皆様には、それぞれの専門的な立場から、忌憚のない御 意見を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろし くお願いいたします。

司会

続きまして、本日御出席いただきました委員を御紹介いたします。

(出席した5名の委員を紹介)

以上、当審議会の委員総数7名のところ、本日は5名の委員 に御出席いただいております。審議会規則第3条第3項に定め る過半数の出席をいただいており、審議会は成立しております ことを御報告いたします。

なお、大河内委員、鎌田委員につきましては、本日欠席となっております。以上、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、審議会規則第3条第2項の規定により、川﨑会長にお願いいたします。

会長

それでは、まず最初に、一言だけ御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中、また、お足元が悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今日は、第3回目の審議会ということで、約1年間にわたって、審議してまいりましたが、いよいよこの審議会も大詰めの

段階となってまいりました。本日は、条例の核心部分の1つである大型店の立地調整、誘導及び抑制に関して審議していただきたいと思います。引き続き、これまでと同じように慎重に、しかしながら忌憚のない御意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

テレビカメラにつきましては、これ以降の議事の撮影は御遠 慮いただきますよう御協力お願いいたします。

それでは、引き続き川﨑会長、議事の進行をお願いいたしま す。

会長

まず、本日の審議会の議事録署名人を私の方から指名させていただきたいと思います。後日、事務局が作成した議事録の内容を確認し、署名をお願いすることとなります。

本日の審議会の議事録署名人は、吉田委員と渡辺委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(吉田委員、渡辺委員 了承)

それでは、議事を進めていきたいと思います。本日は議事が 2つありますので、順番に進めていきたいと思います。まず、 1つ目の「商業まちづくり基本方針」の見直しに関する審議の 経過について、事務局から説明をお願いします。

商業まちづくり課 笹川主任主査

それでは、資料1を御覧ください。

「商業まちづくり基本方針」見直しに関する審議の経過について御説明させていただきます。

これまでの審議会の経過ですが、平成29年12月21日に開催しました「平成29年度第1回福島県商業まちづくり審議会」では、商工労働部長より川﨑会長に対しまして、基本方針の見直しについて諮問いたしました。そして、事務局から商業まちづくりに関する社会経済情勢の変化についてや基本方針見直しの今後の進め方について説明を行い、委員の皆様からは、今後の議論のポイントについて御意見をいただいたところです。

次に、平成30年4月12日に開催しました「平成30年度 第1回福島県商業まちづくり審議会」では、12月の審議会に おける議論を踏まえ、事務局において、都市部、中山間地域等、 避難地域等の3地域について、地域別にまとめた課題や方向性 について、御意見をいただきました。

次に、平成30年7月26日に開催しました、前回の審議会では、それまでの審議内容を踏まえ、事務局が作成した基本方

針の「中間整理素案」について、御意見をいただきました。

今回、事務局では、前回の審議会でいただいた御意見等を踏まえ、「中間整理素案」の内容を修正したほか、特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項についても修正案を示した、「中間整理案」を作成しましたので、後ほど御審議いただければと思います。

以上、資料1「「商業まちづくり基本方針」見直しに関する 審議の経過」について御説明させていただきました。

会長

ありがとうございました。

これまでの審議の経過について御説明いただきましたが、前回は中間整理素案という形でお示しいただいたものに関して審議を行いましたが、何か御質問等ございますでしょうか。

(質問なし)

次は、(2)「商業まちづくり基本方針」(中間整理案)ということで、前回お示しいただいた素案を更に精査していただいたという内容になっております。事務局より説明をお願いします。

商業まちづくり課 佐藤課長

それでは、「商業まちづくり基本方針(中間整理案)について」を説明いたします。

只今、資料1により「これまでの審議会における議論の経過について」御説明いたしましたが、今回、事務局において、前回の審議会における議論を踏まえた修正のほか、「特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」の修正案を含めた、中間整理案を作成いたしました。その概要につきまして、資料2として整理しております。なお、文章化した案につきましては資料4、その新旧対照表につきましては資料3にまとめております。

はじめに、資料2を御覧ください。大きな項目1~3及び5については、前回の審議会での御意見を踏まえ、若干の修正を加えております。また、今回新たに、資料右側にある「4特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」の部分についても、修正案を示しております。

まず、はじめに、前回の審議会での御意見を踏まえて修正した主な点について、資料3を用いて御説明いたします。

資料3を御覧ください。まず、5ページをお開きください。 25行目、「買い物弱者」を「買い物困難者」に修正しており ます。こちらについては、吉田委員から、社会がそのような環 境をつくってしまっているために買い物弱者が存在するという 観点から、「弱者」よりも「困難者」という表現がより適切ではないかとの御指摘を受けて、修正したものです。以下、「買い物弱者」については、全て「買い物困難者」に修正しております。

続いて、12ページを御覧ください。26行目ですが、前回の中間整理素案では、「避難地域においては、住民の帰還状況や将来の人口予測など、中長期的な視点を踏まえる」という視点を追加しておりましたが、横田委員から「住民の帰還などは、予測が難しいため、そのときの状況を見ながら柔軟に対応することも必要」との意見を踏まえて、修正したものです。

続きまして、19ページを御覧ください。3行目からの部分ですが、基本構想との整合や連携を図る計画として、中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画に加えて、地域公共交通網形成計画を追加しております。

また、17行目ですが、明確な中心核がない市町村において、 様々な生活サービス機能などを集約して、中心的な拠点をつく る視点を新たに追加しました。いずれも、吉田委員からの御意 見を踏まえて修正したものです。前回からの主な修正点として は、以上でございます。

次に、前回の中間整理素案では、修正案を示していなかった「特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」についても、今回の中間整理案には修正案を盛り込んでいますので、説明させていただきます。まず、修正案の具体的な説明の前に、その背景となる社会経済情勢の変化、国の政策、また、今回新たに実施しましたアンケート調査の結果等について整理しましたので、御説明させていただきます。

資料5を御覧ください。まず、1ページをお開きください。 はじめに、条例制定に至った経緯について、改めて御説明します。条例制定当時は、モータリゼーションの進展などによって、 地価が安く広大な駐車場が完備できる車で行きやすい郊外型の 店舗への需要が高まり、大規模小売商業施設についても郊外立 地が進んでいました。それによって、市街地の拡大と中心市街 地の空洞化が進展するなど、様々なまちづくりの問題が発生し ていました。こうした状況を踏まえ、本県では、全国に先駆け て、「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」や「持続可能 なまちづくり」の考え方に基づいて、特定小売商業施設の適正 な配置を図る商業まちづくり推進条例を制定いたしました。

2ページを御覧ください。これは、前回の審議会でもお示し しましたが、大規模小売商業施設の出店が周辺市町村にも影響 を及ぼす可能性があることを示した資料です。詳細については、 前回の審議会で御説明しておりますので、省略させていただき ます。

3ページを御覧ください。こちらの資料は、本県で条例を制 定して以降、コンパクトなまちづくりに関連した法改正や国の 施策等について、まとめたものです。本県が条例を制定した翌 年には、広域的都市機能のスプロールや中心市街地の空洞化等 の課題に対応するため、いわゆるまちづくり3法の改正が行わ れました。具体的には、都市計画法では、これまでいわゆる郊 外部でも立地が可能とされていた床面積が1万㎡を超える大規 模集客施設について、原則、商業地域、近隣商業地域、準工業 地域に限定されるなど、規制が強化されました。また、中心市 街地活性化法では、市町村が作成する中心市街地活性化基本計 画について、国による認定制度を創設し、意欲的に取り組む市 町村を重点的に支援することとされました。更に、平成26年 には、中心市街地活性化法改正によって、民間プロジェクトに 対する認定制度と新たな重点支援策が創設されました。また、 同じく平成26年に、都市再生特別措置法、地域公共交通活性 化再生法の改正も行われ、医療・福祉施設、商業施設や住居等 の適正立地と公共交通の再編を一体的に行う「コンパクト・プ ラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることとされました。 また、単独都市レベルでのコンパクト・プラス・ネットワー クに留まらず、広域でのコンパクト・プラス・ネットワークの 取組として、定住自立圏構想や連携中枢都市圏構想など、広域 連携の取組も進められています。現在、地方制度調査会におい ては、複数の市町村で構成する圏域でのまちづくりを促進する ための法整備も検討されており、人口減少、少子高齢化の深刻 化を背景に、市町村の広域連携の重要性が高まっています。

4ページを御覧ください。こちらの資料は、コンパクト・プ ラス・ネットワークのまちづくりの事例として富山市の取組を まとめたものです。富山市では、鉄道をはじめとする公共交通 を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化などの都市 機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型 のコンパクトなまちづくり進めています。具体的には、公共交 通活性化、公共交通沿線をはじめたとした地域への居住や都市 機能の集積、中心市街地活性化の取組を一体的に行っています。 その結果、65歳以上の方を対象として公共交通機関によるお でかけ機会の増進を目的とした「おでかけ定期券」の利用者は 増加しており、それによって、利用者の歩数増加と医療費削減 につながっているという試算も出ております。また、中心部へ の居住誘導によって、中心市街地では社会増減が右肩上がりで 増えています。富山市のこうしたまちづくりは、歩いて暮らせ るまちづくりを目指す本県の市町村においても、参考になる取 組かと思います。

続いて、5ページ、6ページについては、広域連携の取組と

しまして、連携中枢都市圏構想と定住自立圏構想に関する参考 資料を添付しております。本県においても、連携中枢都市圏に ついては、現在、郡山市を中心とした15市町村において都市 圏ビジョンの策定に向けた協議が行われているほか、定住自立 圏構想については、白河市、喜多方市、南相馬市を中心とした 圏域において、取組がなされています。

また、福島市を中心とした11市町村においても、将来的な 連携中枢都市圏の形成も見据え、現在、広域連携の取組につい て協議が始まっています。

次に、7ページを御覧ください。現行の基本方針における誘導、抑制の基本的な考え方を整理したものです。現行の基本方針では、7つの生活圏ごとに、人口や都市機能が集積された市町村に立地を誘導しながら、まちの拡散や環境への負荷が増大すると考えられる地域への立地は抑制するという考えに基づき、立地調整を行うこととしています。誘導・抑制のイメージとしては、まず、県が、基本方針で、市街化調整区域等は厳に抑制、中心部エリア内の商業地域等に誘導するといった、基本的な考え方を示します。市町村は、住民や事業者の意見を聞くなど、地域の実情を踏まえながら、大型店の立地を誘導するエリアなどを定めた計画を作成し、中心部エリアや用途地域を決定することで、誘導する地域を定めることになります。まず県が大枠を決めて、具体的な地域については、市町村が決めるという流れになっております。

8ページを御覧ください。こちらは、前回の審議会でもお示ししました本県と他県の大型店の立地状況をまとめたものです。前回の審議会からの変更点として、グラフや表のデータを更新したことと、右側の表の中に、6千㎡以上という括りのほかに、5千㎡以上という括りを追加しております。前回御説明したとおり、本県は6千㎡以上の大型店の郊外立地を抑制していますので、件数、割合とも最少となっています。一方、5千㎡以上で見ると、その割合は5番目に多くなっています。ここから、本県では、本来6千㎡以上で出店したい大型店が条例の届出を避けるため、規模を縮小し、条例の届出対象とならない5千㎡台で出店しているケースが少なくないことが考えられます。

9ページを御覧ください。こちらは、昨年6月に、条例の届出をして出店した最初の事例である「イオンモールいわき小名浜」について、出店後の周辺の状況を整理したものです。まず、雇用については、一時、時給の高いところに人が流れてしまうといった状況はあったようですが、従業員不足が大きな問題にはなっていないようです。交通については、オープン以降、交通量は大幅に増加しており、特に土日は渋滞の発生も見られた

ようです。現在は、アクアマリンパークのイベントがある日を除けば、渋滞の発生も少なくなっており、現在整備中の新たな公共駐車場が整備されれば、混雑解消が期待できる状況です。商業に関しては、周辺の物販、飲食、アパレル関係は来店客数が減るなどの影響があったようですが、海側の飲食店については、逆に来店客が増加したという声もあるようです。また、イオンモールから既成市街地を結ぶ「汐風竹町通り」では、新たにまちづくり会社が立ち上がっており、リノベーション事業などを通して、イオンモールとまちなかの回遊性を高める取組も始まっています。また、イオンモールの呼びかけで、地元商店街とタイアップしたイベントなども行われているようです。

次に、10ページを御覧ください。ここからは、特定小売商業施設の立地の誘導・抑制に関係する社会経済情勢の変化をまとめたものです。これまでの審議会で御説明してきた内容のおさらいにもなりますので、簡単に御説明します。

まずは、人口減少と少子高齢化ですが、御存じのとおり、本 県では、平成9年をピークに人口は減少しており、高齢化も急 速に進んでいます。特に中山間地域などでは、高齢化が顕著と なっています。

- 11ページを御覧ください。インフラ施設の更新費用ですが、 高度経済成長期以降に整備したインフラの更新のため、将来の インフラ更新費用は急激に増加することが予想されており、自 治体の財政を圧迫する可能性が指摘されています。
- 12ページを御覧ください。県内の空き家のうち、特に管理放棄などで問題視されている「その他空き家」は、増加傾向となっており、空き店舗についても、全国的に増加傾向となっています。
- 13ページを御覧ください。東北6県の商業環境について、本県では、条例による郊外部への大型店の立地抑制の影響もあり、店舗面積の減少率が最も高くなっていますが、販売額については、宮城県に次いで、増加率が高くなっており、一定程度商業環境が維持できていることがうかがえます。
- 14ページを御覧ください。消費購買の動向についてです。 平成28年度に実施した消費購買動向調査においては、県外流 出率が増加傾向になっているほか、平成29年度に実施した県 政世論調査では、20代の県外での買い物頻度が高くなってお ります。また、県外に買い物に行く理由としては、約半数が「レ ジャーや旅行など買い物以外でも目的・魅力があるから」を選 択しており、レジャーや旅行などで県外に出掛けた際に、買い 物もするというケースも多いことが考えられます。一方で、同 じく県政世論調査では、消費生活に不安なく、安心して暮らし ているかということを継続的に調査していますが、その結果を

見ると、日常の消費生活に安心して暮らしているという方の割 合は増加傾向となっています。

15ページを御覧ください。続いて、商業まちづくりに関するアンケート調査についてです。アンケート調査については、県民、市町村、商工関係団体を対象に、昨年10月~11月にかけて実施しました。まず、県民を対象としたアンケート調査については、県内在住の満18歳以上の男女を対象に、住民基本台帳から2500名を無作為抽出し、郵送による調査を実施しました。回収率は、45.8%で、1144名から回答をいただきました。市町村や商工関係団体につきましても、アンケート調査に御協力いただき、市町村については、全市町村から、商工関係団体については、124団体のうち、109団体から回答をいただいております。調査結果については、次のページを御覧ください。

16ページを御覧ください。まずは、県民アンケートの結果です。「日常生活の買い物(食料品や日用品)の際に、よく利用するものはどれか」という質問ですが、スーパーが最も多く、次いで、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターとなっています。

次に、インターネット販売の利用頻度については、利用したことがないが最も多く、3割を超えています。これは、回答者の半数以上を60代以上が占めていることが要因と考えられますが、年代別に見ると、50代以下では、「月に1、2回程度」がいずれの年齢層も最多となっています。

17ページを御覧ください。買い物環境の満足度です。県民全体では、約74%の方が、満足傾向となっていますが、町村部について見ますと、市部よりは約1割程度満足度が低い結果となっています。満足していない理由としては、「食料品は買えるが、靴・バッグ等が買える店舗が近くにないから」が多くなっています。また、「近くに食料品や日用品を扱う店舗がないから」が町村部では約47%と半数近くが選んでおり、市部では約33%ですので、町村部ではこの理由が高くなっています。

18ページを御覧ください。「買い物する上で新たにどのようなものができたら良いと思うか」という質問です。これは、県民、市町村、商工関係団体全てに聞いています。県民については、「ショッピングセンター」、「アウトレットモール」など、規模の大きな商業施設が望まれているという結果が出ております。一方で、「特に必要ない」や「自宅近くの商店・商店街」も上位となっています。市町村と商工団体については、いずれも「自宅近くの商店・商店街」や「中心市街地の商店・商店街」、「移動販売」が上位となっており、県民の考えとのギャップが

見られます。

19ページを御覧ください。「郊外への大型店の立地抑制についてどう考えるか」についての質問です。これも、県民、市町村、商工団体に聞いています。県民、市町村については、「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」という意見が最多ですが、商工団体については、「引き続き抑制した方が良い」が過半数を超え、最多となっています。いずれのグループについても、グラフの赤色「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」がかなりの割合を占める結果となっています。

次に、「抑制が必要だと思う理由」、「抑制を緩和すべき又は必要ないと思う理由」についてです。抑制が必要だと思う理由としては、「まちの中心部の空洞化につながるから」が、県民、市町村、商工関係団体いずれでも最多となっています。抑制を緩和すべき又は必要ないと思う理由としては、県民と商工関係団体は、「地域活性化のために必要だから」、市町村は、「大型店が出店することで雇用が生まれるから」が最多となっています。

20ページを御覧ください。このページは、市町村と商工団体に聞いた質問をまとめたものです。左下の8番の「大型店の立地に関連して、どのような点において県の広域的な調整・支援・協力が必要だと考えるか」という問いについては、「大型店立地に際しての市町村間の意見調整」が最多となっており、まさに商業まちづくり推進条例の目的の1つである、広域調整の役割に期待が寄せられていることが分かります。

右下の9番では、「圏域での市町村間の協力や連携」についての質問です。市町村では「公共交通機関のルート、充実策の検討」、商工関係団体では「まちづくり関係計画の策定」が最多ですが、市町村、商工関係団体とも「圏域内の大型店の適正立地に関する検討」が2番目に多くなっております。いずれにしましても、「必要ない」との意見はほとんどなく、多くの市町村、商工関係団体が広域連携の必要性を認識していることが分かります。以上が、アンケート結果の概要です。

最後に、21ページを御覧ください。これは今までの内容を 踏まえて、見直しの方向性ということで、整理したものです。

1つ目は、「コンパクトなまちづくりに関する国の施策」です。国では、人口減少、超高齢社会を踏まえ、都市計画法によるゾーニングの強化、選択と集中による中心市街地活性化の支援を進めるとともに、都市機能等の適正立地と公共交通ネットワークの再構築による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを促進しています。また、中核的な市町村を中心として複数の市町村が圏域を構成し、相互に連携する広域連携の取組も促進されています。

次に、「県内の社会経済情勢の変化」です。県内の社会経済情勢については、人口減少、少子高齢化の急速な進展を背景に、さまざまな深刻な課題が発生しており、個々の市町村による対策はもちろんですが、市町村間の広域的な連携の必要性も高まっています。また、商業環境としては、郊外部の大型店の立地抑制はありながらも、県全体の商品販売額の増加率は比較的高い水準となっている一方、若い世代を中心に消費の県外流出が増加傾向となっています。

次にアンケート結果です。買い物環境の満足傾向が7割を超える一方、大型店の立地が抑制されている町村部では、満足度が1割程度低く、日常的な買い物の場も充分でないと感じている方が多いことが考えられます。また、郊外部への大型店の立地抑制については、「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」という意見が多くなっています。

以上のことから、検討事項として、次のとおりまとめました。 今後も人口減少、少子高齢化が進展することを踏まえれば、 「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の推進は重要である ことから、特定小売商業施設の立地に当たっては、引き続き、 郊外部への立地を抑制し、人口や都市機能が集積されている地域へ誘導するという基本的な考え方に基づき、広域的な観点から立地調整を行う。

誘導地域等に関する具体的な要件については、ここまで見て きたような社会経済情勢や国の施策等を踏まえながら検討す る。

また、アンケート結果における町村部の買い物環境の満足度や郊外部への大型店の立地抑制に関する県民等の意見などを踏まえ、条例の届出対象となる大型店の範囲を検討する。

以上が、特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項の見直しに当たって考慮すべき背景と見直しの方向性として、事務局が整理した内容です。それでは、続けて具体的な修正案について、御説明いたします。

資料2に戻っていただきたいと思います。修正点はいくつかございますが、はじめにポイントになる部分について御説明いたします。資料の右側「特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項」を御覧ください。特定小売商業施設の立地の誘導に当たりましては、まず「誘導市町村の要件」①~⑤を満たす必要があり、これら全ての要件を満たした市町村が誘導市町村となります。これまでは、これらの要件の適否を市町村単位で判断することとしていましたが、現在、県内でも連携中枢都市圏や定住自立圏など、圏域での連携が進められていますので、その圏域内において、特定小売商業施設の立地について調整が図られている場合は、圏域を単位として要件の適否を判断

することも可能とする規定を新たに設けたいと考えておりま す。これは、人口減少、少子高齢化が進展する中、広域連携の 必要性が高まっているため、複数の市町村で構成する圏域での まちづくりを促進する観点から、修正するものです。これによ って、図のとおり、これまでは誘導市町村の要件を単独で全て 満たすA市のみが誘導市町村だったわけですが、圏域を構成し、 圏域内での調整がなされている場合は、圏域全体が誘導市町村 の要件を満たすことが可能となります。ただし、仮に圏域全体 が誘導市町村になった場合も、具体的な特定小売商業施設の立 地に当たっては、その土地が誘導地域の要件を満たす必要があ ります。そのため、中心市街地活性化基本計画や商業まちづく り基本構想などを定めておらず、誘導地域がない市町村は結果 的に特定小売商業施設の誘導はできないことになります。また、 抑制に関する事項については、今回の見直しでは、修正しない 内容となっていますので、引き続き、市街化調整区域などはこ れまで同様、厳に抑制する地域となります。この点が、特定小 売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項の見直しのポイ ントになる部分でございます。これを基本方針の本文の内容に ついて、どのように修文したかについて、資料3で御説明いた します。

資料3を御覧ください。21ページを御覧ください。立地調整の基本的な考え方については、一部表現の修正を除き、修正しておりません。

続いて、23ページ以降の具体的な要件について、確認していきたいと思います。23ページの17行目、なお書きのところになりますが、「誘導する市町村の要件の適否を判断するに当たっては、市町村単位で判断するほか、複数の市町村で構成する圏域(連携中枢都市圏、定住自立圏など)において、構成する市町村と特定小売商業施設の立地に関する調整が図られている場合は、圏域単位で要件の適否を判断することも可能とする。」という記載を追加しています。こちらが、先ほど御説明した圏域単位で要件の適否を判断可能とする内容の修正部分です。

続いて27行目、①のA)のaですが、「県の都市計画区域マスタープランにおいて、商業を集積させる方針を明記していること。」を「県の都市計画区域マスタープランにおいて、商業系土地利用の配置方針が明記されていること」に修正しております。これは、より適切な表現に修正するものです。

また、そのすぐ下にある市町村の要件A)のbの部分ですが、24ページの1行目に、「中心市街地活性化基本計画の認定」、「商業まちづくり基本構想の策定」に加えて、「立地適正化計画の策定」を要件に追加しております。

また、24ページ6行目、②のA)の部分ですが、「福島県消費購買動向調査において広域型商圏都市又は地域型商圏都市に分類されていること」という要件の削除を考えております。これは、人口減少や震災を契機とした人口の流出入の増加などによって、消費購買動向調査における商圏タイプの分類が流動的となっており、要件として適さなくなっているため、削除するものです。

続いて誘導地域の要件です。28行目を御覧ください。まず、 誘導市町村の要件に「立地適正化計画の策定」を追加するのに 伴い、地域の要件には「立地適正化計画における都市機能誘導 区域」を追加したいと考えております。

また、25ページの4行目になりますが、平成18年の都市 計画法等の改正によって、大規模集客施設の立地が、原則、商 業地域、近隣商業地域、準工業地域に限定されたことを踏まえ、 法律との整合を図る観点から、誘導地域の要件に準工業地域も 追加したいと考えております。以上が、「特定小売商業施設の 立地の誘導及び抑制に関する事項」の見直し案でございます。

これで、基本方針の全ての項目について、修正案が整理された形になりますので、御審議につきまして、よろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。ただいま、御説明いただいた内容は、大きく分けて2つあったと思います。1つは、前回の素案に対する我々の意見を踏まえて、修正したこと。もう1つは特定小売商業施設の立地の誘導、抑制に関する事務局案をお示しいただいたことの2つだと思います。順番に審議していきたいと思います。

まず前回の我々の意見を踏まえて、例えば、「買い物弱者」ではなく、「買い物困難者」の方が良いのではないか、「状況の変化に応じた柔軟な見直し」といった修正がされたということでした。

前回の審議結果を踏まえた修正に関しましては、いかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、次に、もう1つ大きな、条例の核心部分にもなる特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する部分です。これについては、社会経済情勢の変化であるとか、3つのアンケートを実施していただいた結果などを踏まえて、例えば、圏域単位で誘導市町村の要件の適否を判断する余地を広げるなど、緩和というよりは、市町村の特性を踏まえた対象市町村の要件

の見直しであるとか、あるいは都市計画の分野ではこればかり ですが、立地適正化計画に関する必要な見直しを行ってはどう かという内容でした。

こうした点について、何か御質問、御意見等はございますで しょうか。

委員

2つあります。

特に、一番最後の方に説明いただいた改正内容の「圏域」と いうところです。例えば、資料3の新旧対照表23ページで見 てみますと、中ほどのところの新たに追加というところで、圏 域のまちづくりが求められていることを踏まえたという、今回 の比較的大きめな改正項目が出てきます。そもそも連携中枢都 市圏、定住自立圏構想というのは、中心市との一対一協定だと 思います。他方で、もともと福島県全体で考えられてきた7つ の生活圏というのが、前の22ページにあるわけですが、その 7つの生活圏という圏域と連携中枢都市圏や定住自立圏という 中心市との一対一協定に基づくエリアは、必ずしも合致しない わけです。今回の「圏域」とはどういう形のものを捉えている のかというのが1点目の質問です。

2点目が、資料2で言うと、中心市がA市と書いてあって、 さまざまな条件が整えば、例えば、CやEなどにも立地の可能 性が広がるということが書かれているわけですが、資料3の 24ページ、③のA)のところは修正がなく、「公共交通機関等 によるアクセスが良好である」と書いてあり、aには、「鉄道や バスなどの結節点がある」と書いてあります。そもそも、西郷 村は新白河駅があるので微妙ですが、それ以外のところで、鉄 道やバスなどの結節点があり、アクセスが良好であるというと ころが成立するところが本当にあるのかということがありま す。例えば、公共交通機関というものも、当時はバスと鉄道だ ったと思いますが、今はデマンド交通ですとか、いろいろな種 類の移動手段が出てきています。他方で、立地適正化計画の中 で、居住誘導区域という考え方で言うと、例えば、バスも具体 的に1時間に何本以上といった形でサービスレベルを設定して いるケースもあります。例えば、そのような形で、鉄道駅の周 辺であるとかサービスレベルが高い公共交通があることといっ た形で、「結節点」ということにどこまで拘るのかということ については、議論が必要ではないかと思いました。

2点目については、今までなかった論点かと思いますので、 特に1点目の圏域というところについて、お答えいただければ と思います。

商業まちづくり課 │ 1点目の「圏域」についてですが、基本は、7つの生活圏の

佐藤課長

中で、特に都市機能が集積している市の都市部に特定小売商業 施設を集積させるという考えでございます。今回、更に圏域と いうものが出てきて、連携中枢都市圏や定住自立圏と7つの生 活圏との違いは何かということだと思います。これについては、 基本は7つの生活圏をベースにしたいと考えておりますが、現 在、7つの生活圏の中心市である郡山市、福島市を中心としま して連携中枢都市圏に向けた動きも出ております。7つの生活 圏は、従来から本県のまちづくりの考え方としてあったわけで すが、その後、高速道路網の整備などもあり、そういった7つ の生活圏を超えるネットワーク、連携も必要になってきている と考えております。そういう意味で、今回は市町村要件に新た に圏域の考え方を取り入れたわけです。今のところは、連携中 枢都市圏、定住自立圏などを想定していますが、今後、7つの 生活圏を踏まえた上で、それを超えた圏域の考え方が出て来る 可能性もありますので、そういった含みを残した中で、1つの 考え方、理念として入れさせていただいたものです。これらが どうオーバーラップしてくるのかについては、その地域の状況 を踏まえながら、市町村間の連携の熟度、圏域のまちづくりの 検討の熟度を踏まえながら、個別具体的に考えていく必要があ ると考えております。現時点ではこのあたりまで考えていると ころでございます。

後段の部分につきましては、基本的には「結節点」という考えではありますが、現時点で具体的なコメントは難しい部分もあります。まさに委員の専門分野でもありますので、もし具体的な修正案などの御意見がありましたら、お聞かせいただければと思います。それを踏まえて引き続き検討していきたいと考えております。

会長

レスポンスをいただきましたが、7つの生活圏については、福島県の場合、総合計画でずっと続いてきているわけですが、7つの生活圏が県民生活にどういう意味を持っているのかについて、改めて問われる時期に来ているということを意味しているのかと思います。もちろん商業まちづくり推進条例の範囲を越えるわけですが、そういった含みがある御質問だったのかなと思います。

それから、もう1つの公共交通の結節点というものが、そもそも資料2で図示されているCとかEの町にあり得るのかということについて、逆に委員からアドバイスがいただきたいということでしたが、いかがでしょうか。

委員

再定義は必要かなと思っています。たまたまイオンモールい わき小名浜については、もともとあそこが高速バスの基点だっ たということで、ターミナル性を有していたため、あまりこの 部分で議論する必要がなかったわけです。現実的に、ここでい う「結節点」ということになると、例えば、福島駅のように、 鉄道や新幹線も止まる、そこから出て来るバス路線網もたくさ んある、これも結節点ですし、あるいは本当に小規模な駅で、 そこに1日数本のバスが来るというのも結節点といえば結節点 です。そう考えると「結節点」だけで定義しておくのは、実は 非常に曖昧なところもあって、本来であればもう少しそこに乗 り入れる公共交通のサービスレベル、例えば、便数なども1つ の判断基準になると思います。ある程度そういったところも入 れておく必要があるだろうとは考えています。つまり、今の「結 節点」となると、例えば、公共交通の本数としてはあまり充実 していないが、そのバスの沿線と地域内のデマンド交通とくっ ついているポイントがあるということになれば、そこに立地が できるということになる可能性があるわけです。そうすると、 例えば、C町にそういうものができたとして、A市からC町に 充分に公共交通が乗り入れていないということになれば、結局 は車が使われるわけです。そう考えると、車に勝負できるくら いの本数が確保できているところというのは、ある程度担保し ておく必要があるのかなと思っています。ここの具体的な定義 付けということについては、他の委員の皆さんの御意見も頂戴 しながら議論を進めるべき点かなと思います。

会長

ありがとうございました。

「結節点」をどうのように捉えるのかということにもよるのかと思いますが、只今、いくつか大事な御意見をいただきましたので、必要があれば、また次回改めて議論したいと思います。

委員

只今の話と関連しますが、ここで言う「結節点」の捉え方を 県に確認しておきたいのですが、ここで言う「結節点」という のは、従来型の駅前ターミナル、主要駅があって近隣地域を結 ぶバス路線が集まってくるというようなものを前提にされてい るのか否か、おそらく条例ができた時代背景からするとそうな のかなとは思いますが、その捉え方は変わっていないか教えて いただきたいと思います。

商業まちづくり課 佐藤課長

確かに、条例制定当時は、委員がおっしゃったようなやはり 鉄道駅があり、便数の多いバスなどが集積する場所が「結節点」 というイメージで作られたものと思っています。確かにコンパ クト・プラス・ネットワークという考えの中では、周辺のサブ となる拠点も大きな意味では結節点となるわけですが、そこは、 鉄道やバスの集積が少なく、デマンド型などになってきている ものもあると思います。「結節点」という表現も含めて、公共 交通に限らず、幅広く人の移動手段が確保されているという視 点も踏まえた中で、検討を加えていきたいと考えております。

委員

その点で言うと、もともとの条例の始まりや時代背景もある とは思いますが、ここの部分の見方は柔軟にしていただきたい なと思います。

また、福島県の場合も若干出てきていますが、大津波と原発事故の被災地では、結節点が早くもJRの駅ではなく、相双地区の場合、一番の結節点は病院の前になってきています。環境の変化によって、結節点の置き方も変わってきています。病院の前と全線開通して間もない常磐自動車道のインターチェンジの前です。極端なことを言うと、高速バスの発着所が、JR原ノ町駅の前ではなく、その代わり南相馬インターチェンジの前に立派なバスの発着所ができるなど、結節点というものが段々と変わってきています。バスとレールではなく、パークアンドライドで言うライドが鉄道ではなく、高速バスになっているとと思います。従来の旧中心市街地にあった旧国鉄の駅プラス地元のバス会社がやっているバスの中心的な停留所という見方れば良いと思います。

会長

私自身も、いろいろな市町村の立地適正化計画を見ており、 南相馬市の議論にも関わっていますが、市民、県民の生活において、特に今後の人口減少、高齢社会を見据えて駅を大切にするということが大切だということは分かりますが、それが10年後、20年後の実生活において、自動車を捨てて、公共交通に重きを置くことになるということについて、どれ程の意味を持つのかを思い描くというのは難しいところがあります。逆に言うと、立地適正化計画を策定している市町村でも、どこを中心として立地の適正化を図っていくのか悩んでいるところもたくさんあります。そういった点も含めて、この「結節点」や公共交通については、もう一度御検討いただければと思います。他にいかがでしょうか。

委員

資料2ですが、見直しのポイント、市町村が連携したまちづくりが必要ということについては、その通りだと思います。人口も減っていますので、市町村を越えるということは大事だと思います。

余談になりますが、ショッピングセンターなどができたとき はまちが動くと思っています。周りで家を建て始める、インフ

ラ整備がされるなど、まちが動きます。いわきのショッピング モールのように元々の商店街の近くにできた場合、良い効果だ と思うのが、ショッピングモールが来たことによって、まちの 人達が危機感を持ち、まとまりながら、一緒に何かを始めるな ど、新しいものが生まれることで、地域が活性化することだと 思います。ショッピングモールが来ても来なくても新しいもの が生まれないと衰退すると思いますので、そういう意味では、 刺激を与えるという役割を果たしていると思います。

話を戻して、市町村が連携したまちづくりということですが、 想定されるのが1つの市だけでなく、隣の町村も含めてという ことになると、住宅が集約されたところの近くにできるという ことは、なかなか想定しづらいということもあると思います。 そうなると、資料2のまちづくりの課題がありますが、今それ とは別の論点で見直しがされているような気がします。見直し をすることによって、まちづくりの課題がもしかすると広がっ てしまうのではないか。課題があって、それを解決するための 見直しの内容ではなくなっているように思いました。資料2の まちづくりの課題の何が解決されるのだろうと見ていくと、悪 化するような項目はあっても、これが解決されるというものが 分からないと思います。見直しをしなくて良いという意味では なく、一般の県民でも分かるように、これを解決するためにこ のような見直しをするという的確なものがあると良いと思いま した。

会長

只今の御意見は、おそらく、例えば、ウェブで公開されたと きに、これだけを見るとそういう印象を持たれる懸念があると いうことだと思います。まちづくりの課題に書かれていること に対して、圏域単位で立地市町村の枠を広げることが、どの課 題解決につながるのかということだと思いますが、御承知のと おり、課題の全てが、県が、しかも条例だけで解決できる課題 ではなく、それぞれの市町村が策定している都市計画マスター プランであるとか、中心市街地活性化基本計画であるとか、立 地適正化計画の枠の中で、それぞれの地域特性を活かして、県 と一緒になって解決できればという意味合いで書かれているの だと思います。その中で、県が条例でやるべきことは何かとい った場合には、アンケート結果や社会経済情勢の変化を踏まえ て、こういったことが今県として求められているのではないか という整理だと思います。

そういう見え方がされてしまうのではないかということです が、いかがでしょうか。

商業まちづくり課 御指摘ありがとうございます。

佐藤課長

基本は、やはりまちづくりの原則は市町村と考えていますし、 基本方針との両輪としまして商業まちづくり基本構想をはじめ、中心市街地活性化基本計画、立地適正化計画もありますので、きちんとそれぞれの市町村において、まちづくりの課題を 解決していかなければならないと考えております。

その中で、連携を図ることでお互いにメリットが生まれる部分もあろうかと思います。今回、広域のまちづくりを提案することで、これまであまり市町村同士でまちづくりについて協議することもなかったと思いますので、どうやったらお互いに活性化していけるかなどを話し合うきっかけになるかと思っております。確かに見せ方として、もともとの課題の解決にどうつながるのかということについても、もう一度整理し、委員の皆様、県民の皆様にも分かりやすく説明できるよう整理したいと思います。

委員

アンケートですが、どこを拾うかだと思います。県民は、「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」が最多ですが、一方、商業関係者は、「引き続き抑制した方が良い」が最多であり、一般の方を取るのか、商業関係者を取るのかによって、変わってくると思いますので、どちらも納得することはできないと思います。課題があって、こうすることによって、もっと良くなるという見せ方ができれば、どちらも仕方がないねとなると思いますので、もう少し見せ方の工夫をお願いします。

委員

1つだけ質問ですが、経済は、県単位だけでないことは当然なことで、観光なども連携が始まっていますが、こうした圏域の考え方について、他県との関係、それから他県との情報交換、すり合わせなどは将来的にあるのでしょうか。これから道路網も変わって来ますし、人口構成や経済圏域も変わって来ると思いますので、そのあたりについて、隣接県と何かあるのかだけ伺いたいと思います。

商業まちづくり課 佐藤課長

広域のまちづくりに関しましては、国においても、例えば、 立地適正化計画を策定するに当たっては、広域的な観点から周 辺自治体との調整を図ることが望ましいであるとか、県境につ いては、県境を越えて連携を図ることが望ましいといったこと が一般的に言われていましたが、なかなか現実的にはそういっ た協議の場はなかったのかなと思います。商業という分野につ いては、ある意味、県境はあまり関係ない部分もありますので、 なかには県境での連携も必要でしょうし、県内の消費、経済活 性化を考えれば、県内に消費を留めようという部分で、県境に よるお互いの競争もあるかと思います。そのあたりは、まさに 圏域におけるまちづくり、そのエリアでどう考えるかということだと思いますので、場合によっては県境を越えることもあるでしょうし、場合によっては県内域に留まることもあるでしょう。そういった状況を踏まえて、我々としても圏域を考えなければならないと考えております。現段階では、いろいろな議論が国でもされていますし、県内でもそういった動きが始まったところですので、そのあたりの状況を見極めながら、また具体的な事例をみながら、更に理解を深めたいと考えております。

委員

特に現時点で、他県と情報交換をしたりといったことはないということでしょうか。

商業まちづくり課 佐藤課長

見直しに当たり、同じような条例を作っている他県に個別の 案件で状況を伺うといったことはありますが、圏域の考え方を 始め、今回の基本方針の見直しの内容について他県に相談する ということはございませんでした。今後、必要があれば他県と の調整ということもあるかもしれませんが、まずは福島県とし てどうあるべきかを整理させていただいたものです。

会長

他にいかがでしょうか。

委員

違った観点からの話をしたいと思います。

アンケートの集計があった資料5、18ページです。今まで 議論の中で、どういう空間、場所に誘導、抑制していくのかと いう議論がありましたが、もう1つ大事になっていくるのが、 誘導といったときに、何を誘導するのかということだと思いま す。そういうときに18ページを見ると、市町村、商工関係団 体と県民の考えにギャップがありますよという話がありまし た。例えば、県民アンケートの上位にあるショッピングセンタ ーやアウトレットモールを、仮に福島県に誘導するとなった場 合に、本当に県民の暮らしが豊かになるのかということを感じ ることがあります。私は、東京の武蔵野というところで公共交 通のお手伝いをやっておりまして、あそこには吉祥寺というと ころがありますが、例えば、武蔵野や三鷹の界隈の人にどんな ものが欲しいかと聞けば、絶対にショッピングセンター、アウ トレットモールは上位に来ないはずです。逆に、あるとき、国 分寺も八王子もペデストリアンデッキがあるので、同じように 歩行者デッキを作ってはどうかという意見が出たことがありま したが、委員全員の意見一致で却下になっています。要するに、 平面の商店街がヒューマンスケールで見えることがうちのまち の良さだということが吉祥寺の皆さんの総意だったということ です。つまり、全国画一的なまちを作っていくことが本当に豊 かなのかどうかを考える必要があるということです。そうする と、大事になってくるのは、資料2で言うと、真ん中の「2商 業まちづくりの推進に関する基本的な方向」の見直しのポイン ト、最初の丸です。「楽しさが感じられるまちづくり」をどう やって後押ししていけるかということがすごく大事になってく ると思います。例えば、私もよく子連れで郊外の大型店に行く ことがありますが、最近は物を買うというよりも、ここでウォ ーキングをしましょうとか、ここでこんな教室をやっています とか、そういうことが主流です。そのついでに皆さん物を買っ ています。ところが楽しそうなものがまちにどれくらいあるか というと、実はそういうことがあまり行われていませんし、県 民の意見としてもそういう概念がないので、選択肢としても大 きな店が来てくれたら良いなとなってしまうわけです。そうす るとこの楽しいということがどれだけ生み出せるか、その後押 しというものをしっかりとやっていく中で、県民の意識、ある いはいろいろな施設も含めての誘導ができてくると思っていま す。そういうところに目線を向けていくことも必要なのかなと 思います。

会長

ありがとうございます。

楽しさということについては、県としてはそのための舞台づくりということがありますので、個々の場所づくりについては 手が及びにくいところもあるかもしれませんが、今の御意見に ついて、何かありますでしょうか。

委員

厳に抑制されている地域に大型店があっても良いじゃないか というとんでもない話になりかねませんが、只今の話で気がつ いたことがありましたのでお話しします。

先週末、大阪に行って来まして、JR大阪環状線に「大正」という駅があり、その隣には京セラドームがあります。京セラドームには、「ドーム前千代崎」という地下鉄と阪神なんば線が相互乗り入れしている駅があり、川を挟んで環状線の大正という駅があります。大正駅の周りは昔ながらの商店街です。そこから3百メートル程、歩いて3、4分のドーム前千代崎駅前には、某ショッピングモールとホームセンターがあります。福島県では考えられないようなまちなかに、郊外型の大型商業施設が出店していて、人の動きを見ていると、大型店の役割が追ってきているのかと感じます。更によく観察すると、大型店の駐車場に車を駐めて、大正駅前の店店街と前述のようなた意とで「パークアンドウォーキング」のような状況です。福島県とは全く状況が違うので当てはまるとは思いませんが、「大型店

が商店街の客を奪う」的なことだけではないいろいろな捉え方があるのかなと思いますし、状況の変化に応じた柔軟性があっても良いのかなとも思います。

委員

アンケートの話ですが、人間は駐車場では、入口の近くに車を駐めたがる一方、中は広い方が良いというように矛盾があります。これは、歩くのが嫌なのではなく、外を歩きたくないということだと思います。入口に近ければ、カートで近くまで荷物が運べるが、遠い場所だとそこまで行くのが大変だとか、マイナスの要素があるということだと思います。

アンケートをそのまま鵜呑みにしない方が良いのかなと思っていて、一般の方はショッピングモール、アウトレットモールがアンケートに書いてあれば、書くと思います。私も書くと思います。

商店街の方々が自分たちの商店街で買い物して欲しいというのであれば、その人達が頑張るべきだと思います。その人達が個性を出してくださって、歩いて楽しいというところにつなげていただければと思います。「楽しさが感じられるまちづくり」は個店の努力だと思います。どこに入っても同じだったら、誰も歩きませんので、個店の努力があって、店の特性が出せていれば、歩いてくれると思います。そこはショッピングモールも同じで、同じものが置いてあれば歩かないので、見せ方やまちのつくり方もあると思いますが、楽しくするということも考えていかなければならないと思いました。

会長

私は、今年から会津若松市の七日町通りの商店街とお付き合 いさせていただいております。あそこは平日も休日も同じくら いだったと思いますが、1日千人程の人通りがあり、来街者を 対象に学生と一緒にアンケート調査を実施しました。調査項目 の1つとして、「歩きたくなるまちの要素としてどういうもの があれば良いと思うか」について聞いたところ、1位は、「魅 力的なお店」、2位が「ゆったりとした歩行者環境」、3位が「良 い景観」、4位がお年寄りが多かったこともあり、「ベンチなど の休憩施設」という結果でした。限られたアンケート調査の結 果ではありますが、少なくとも七日町を歩いていた方は、そう いったことを求めていて、私の感覚では、ある程度普遍的な回 答を現しているのかなと思っています。今日の大型店の誘導や 抑制に関わるものというよりは、大きく外縁部から外堀をどう していって、そういう環境を市町村がどうするかという話に関 連するかと思いますが、そういったことも踏まえて、今後商業 環境を整えていくということも必要なのかなと思いました。

そろそろ時間も押してきましたが、私から気になる点が1つありましたので、事務局に聞きたいと思っています。資料5の最後のページ、検討内容として3つ丸がありまして、一番最後に「アンケート結果における町村部の買い物環境の満足度や郊外部への大型店の立地抑制に関する県民等の意見などを踏まえ、条例の届出対象となる大型店の範囲を検討する」と書かれていますが、これについてどういうことなのかもう少し説明いただければと思います。

商業まちづくり課 佐藤課長

条例の届出対象となる大型店は、条例上は特定小売商業施設として、店舗面積6千㎡以上のものは届出をしていただいて、広域的な調整をするとなっています。基準店舗面積については、直接的には基本方針の中に謳われているわけではありませんが、条例に関する重要事項でもあります。先程、6千㎡以上の出店は少ないですが、5千㎡以上の出店は他県と比べて中位であるということもあります。なおかつ基本方針とも関連する部分でもありますので、次回の審議会におきまして、届出対象となる大型店の範囲についても事務局案を整理した上で、皆様の御意見を伺いたいと考えております。

会長

我々のこれまでの審議については、諮問を受けて何らかの答申を出すということでやっていますが、諮問の対象は基本方針の見直しです。今課長がおっしゃったのは、直接的に基本方針ではなく、施行規則に書かれている基準店舗面積6千㎡以上というのが、ここで言っている条例の届出対象となる大型店の範囲ということになるわけです。

それに関連して、私が気になるのは、資料5の19ページ、 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関して、抑制するこ とについて、どう考えるのかということで、県民、市町村、商 工関係団体、全然違うわけですが、基本は抑制という点で共通 しているわけです。しかしながら、市町村、県民はどちらかと いうと赤色の「抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」が多 く、商工関係団体については、「引き続き抑制した方が良い」 が多く、同じくらい「抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」 も多いという状況です。一対一でどこの市町村と商工関係団体 の意見が違うのか、同じなのかは、にわかには分かりませんが、 この図から読み取れるのは、ある程度抑制は必要だということ は一致しているものの、このまま抑制した方が良いのか、ちょ っとは緩和した方が良いのかについて、商工関係団体と市町村 民、あるいは市町村と若干意見が違うところもあるのではない かと思います。大型店の範囲を検討するということであれば、 そういった市町村ごとの特性なり意向の違いというものも踏ま

え、少し弾力的に、幅を持たせるような形で検討を進めてはどうかと考えています。また、検討する際には、条例の3本柱でありながら、あまり活用されていない商業まちづくり基本構想を策定し、それぞれの市町村が市町村の特性に見合ったあり方を判断できるような仕組みを考えても良いのかなと思いました。これは、私個人の意見ということにはなりますが、これから次回までに検討するに当たっては、そういったことも考慮していただければと思います。

他に何かございますでしょうか。

(意見なし)

ないようですので、今後の進め方について事務局から説明を お願いします。

商業まちづくり課 笹川主任主査

それでは、「商業まちづくり基本方針見直しの進め方について」説明いたします。

今回の審議会でいただきました皆様の御意見を踏まえまして、次回審議会において、パブリックコメントにかける最終案をお示ししたいと考えております。この時に、併せて基準店舗面積についても、御検討いただければと思います。

その後、パブリックコメントや市町村説明会を実施し、その結果を踏まえた改定案について、その次の審議会で審議していただき、ここでまとまれば、最終的な修正案を決定したいと考えております。

「商業まちづくり基本方針」見直しの進め方については、以上でございます。よろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。

それでは、議事は以上で終わりましたので、事務局にお返し したいと思います。ありがとうございました。

司会

川﨑会長、ありがとうございました。

閉会に当たりまして、商工労働部次長の新関より御挨拶申し 上げます。

新関次長

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、審議会に御出席 いただき、また、貴重な御審議をいただき、誠にありがとうご ざいました。

本日いただいた御意見を踏まえ、事務局の方で更に整理させていただきます。

	委員の皆様におかれましては、今後とも福島県商業まちづくり基本方針の見直しにつきまして議論をお願いしたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。 また、本県の商業まちづくりの推進はもとより、商工労働行政、更には県政の推進に引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。 本日は誠にありがとうございました。
司会	以上をもちまして、平成30年度第3回福島県商業まちづく り審議会を閉会いたします。 ありがとうございました。

以上